

第 18 号議案

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和３５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項各号中「２０歳」を「１８歳」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。